

板橋区立こぶし保育園指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成25年7月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立こぶし保育園の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立こぶし保育園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、板橋区立保育所条例（以下「条例」という。）第12条第2項の規定により申請のあった団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって6人以内の委員で組織し、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 板橋区子ども家庭部長
- (2) 板橋区子ども家庭部保育運営課長
- (3) 板橋区子ども家庭部保育サービス課長
- (4) 板橋区立保育園の園長で子ども家庭部長が推薦する者
- (5) こぶし保育園保護者

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定した指定管理者候補団体が板橋区と基本協定を締結した日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第8条の審査項目に照らし、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定すること。

(2) 前号の選定結果を区長に報告すること。

(3) 前各号のほか、指定管理者の指定に関して区長が必要と認める事務

2 委員会は、前項に掲げる事務について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。

また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選定対象外とし、及び関与した委員を解任する。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(審査項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第14条第1項に掲げる基準に応じ、次の各号に定める審査項目により行うものとする。

- (1) 申請団体の保育理念・運営方針
- (2) 申請団体の経営状況
- (3) 申請団体の事業実績
- (4) 申請団体の人的・技術的資源
- (5) 事務事業運営及び施設管理経費の収支計画
- (6) 施設運営に必要な人員配置計画（勤務体制含む）
- (7) 危機管理対策（防犯・防災等の安全対策、事故対策、個人情報保護等）
- (8) 区内経済の活性化、区民の雇用拡大への貢献
- (9) 要望・苦情への対応
- (10) 熱意・意欲

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条に規定する評価の対象となる項目を書類により審査、協議する。

イ アによる審査の結果、評価の高い団体を選定する。ただし、第一次審査により選定する団体は、5団体以内とする。

(2) 第二次審査

ア 前号の規定により選定された団体による事業計画の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答による評価を加えて審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育運営課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年10月4日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。